

# 清須市第1次地域福祉計画 骨子案

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 策定の体制.....	3
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	4
1 統計からみる現状.....	4
2 アンケート調査結果からみる市民や活動者の意識.....	20
3 団体ヒアリング調査結果からみる団体の意識.....	26
4 地域懇談会からみる現状.....	29
第3章 計画の基本構想.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標・施策体系.....	31
3 地域の範囲.....	32

令和6年3月

清須市

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年の社会情勢や改正社会福祉法の施行等を踏まえ、本市における地域福祉を総合的に推進するため、「清須市第1次地域福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、次のような位置付けの計画です。なお、本市の最上位計画である「清須市総合計画」と整合を図るとともに、保健福祉関連の各種計画の上位計画として位置づけます。

- 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画
- 「社会福祉法」第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を記載したものの。(今後検討)
- 社会福祉協議会が中心となり、市民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を包含した計画

### ■社会福祉法（抜粋）

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ■再犯防止推進法（抜粋）

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間として定めます。

■計画期間

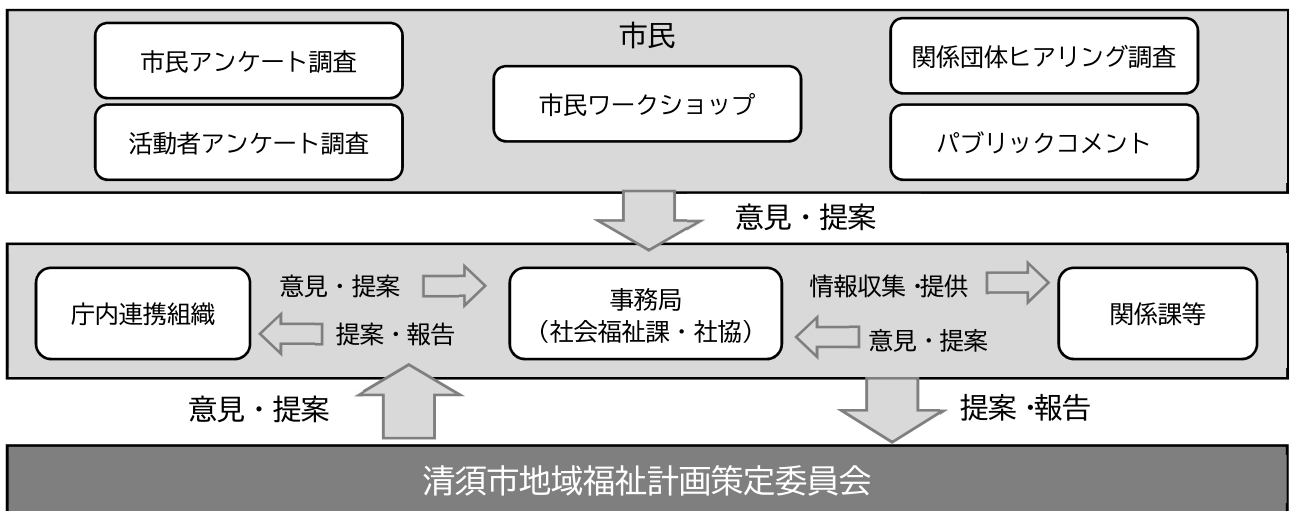
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
清須市総合計画			第3次										
清須市地域福祉計画・地域福祉活動計画			第1次										

### 4 策定の体制

本計画は、地域住民や庁内関係部署、多様な関係機関等の参画により策定します。

区分	内容
市民アンケート調査	市内18歳以上の2,000人を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
活動者アンケート調査	市内で地域福祉に関する活動している活動者等を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
関係団体ヒアリング調査	市内で地域福祉活動を行う団体・組織を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
市民ワークショップ	市民を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
パブリックコメント	計画素案が完成した時点で、ホームページ等により計画に対する住民意見を募る。
策定委員会	地域福祉に関する機関、団体等から構成し、計画の策定に関する検討を行う。
庁内検討組織	市・社協の地域福祉に関する課から構成し、計画の策定に関する検討を行う。

■策定の体制



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

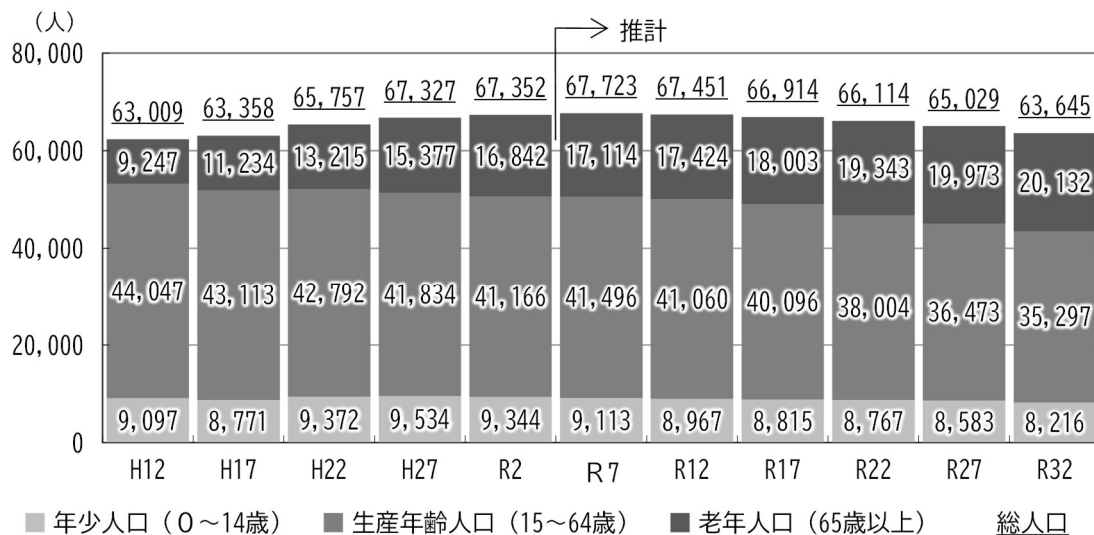
### 1 統計からみる現状

#### (1) 人口に関する状況

本市の総人口は、増加傾向にあります。平成17年から平成22年、平成22年から平成27年にかけて増加率が大きくなっていますが、平成27年から令和2年にかけてはほぼ横ばいとなっています。今後は、令和7年をピークに減少傾向の見込みとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、老年人口の割合が年々増加している一方、年少人口の割合が減少を続けています。また、生産年齢人口の割合も、平成12年以降減少しています。今後は、老年人口の割合は増加傾向、生産年齢人口及び年少人口の各割合は減少傾向の見込みとなっています。

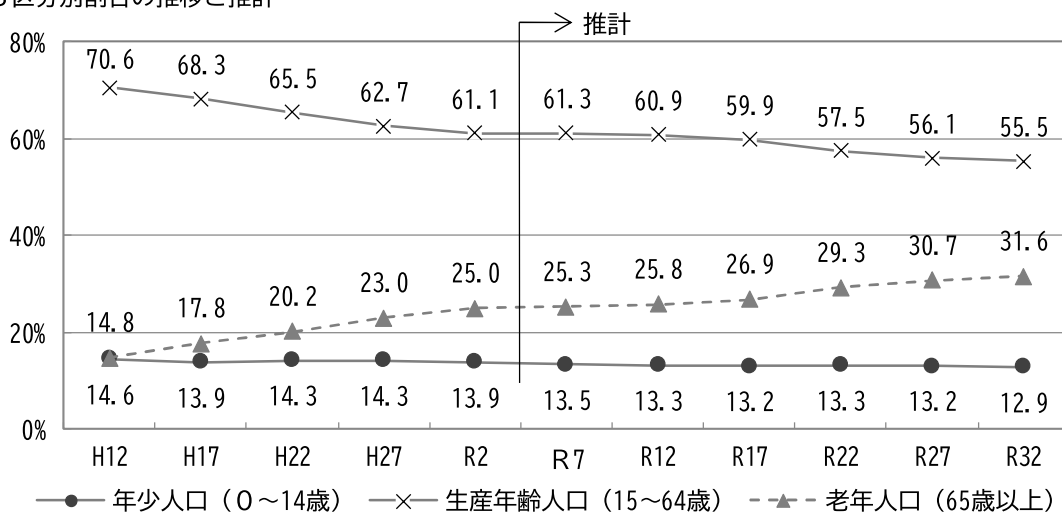
■年齢3区分別人口の推移と推計



※各合計には年齢不詳人口を含む。また、令和2年は年齢の「不詳補完結果」による。

資料：[令和2年までの実績値]国勢調査（旧町の合算による）、[令和7年以降の推計値]国立社会保障・人口問題研究所

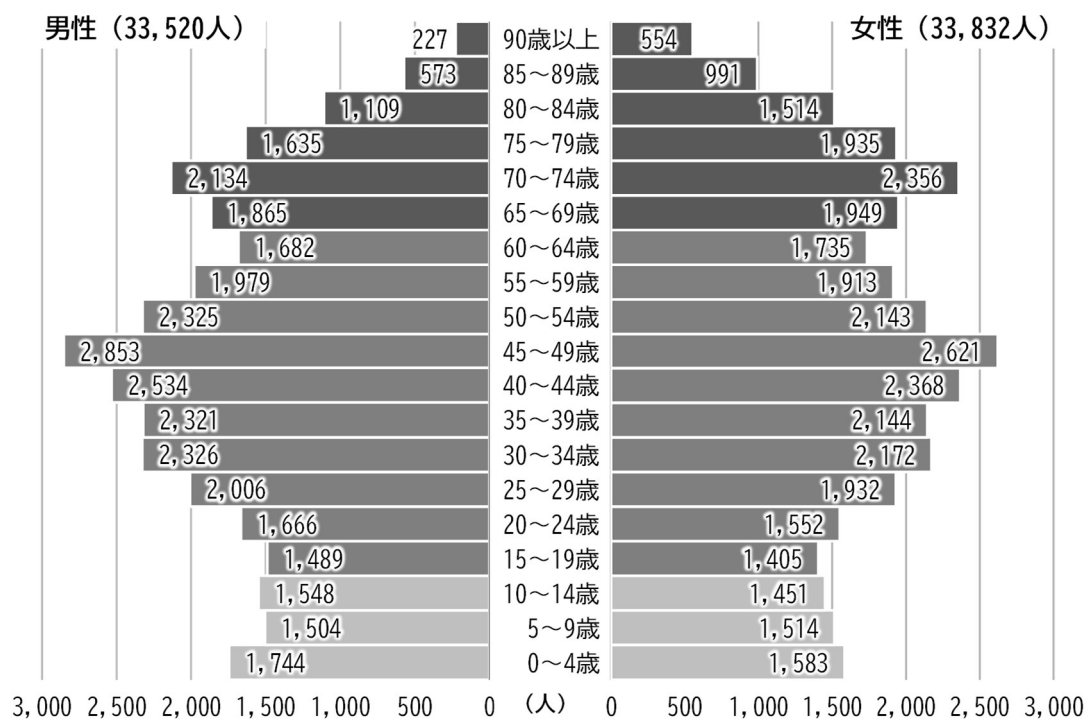
■年齢3区分別割合の推移と推計



資料：[令和2年までの実績値]国勢調査（旧町の合算による）、[令和7年以降の推計値]国立社会保障・人口問題研究所

本市の人口ピラミッドは、令和2年10月1日現在、4歳以下及び10～59歳以下のそれぞれの年代で男性が女性を上回っています。なお、男性は30～54歳で多くなっており、特に45～49歳で2,853人と最も多くなっています。一方、女性は40～49歳及び70～74歳で多くなっており、特に45～49歳で2,621人と最も多くなっています。さらに、90歳以上の女性は、男性の約2.4倍となっています。

■人口ピラミッド



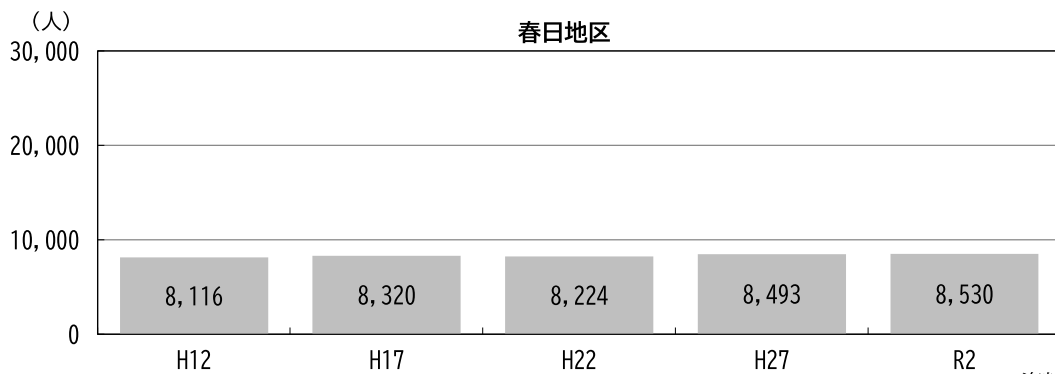
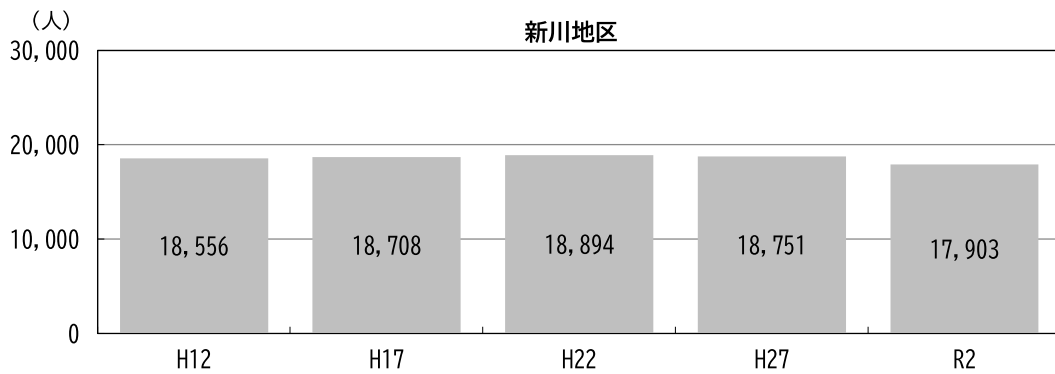
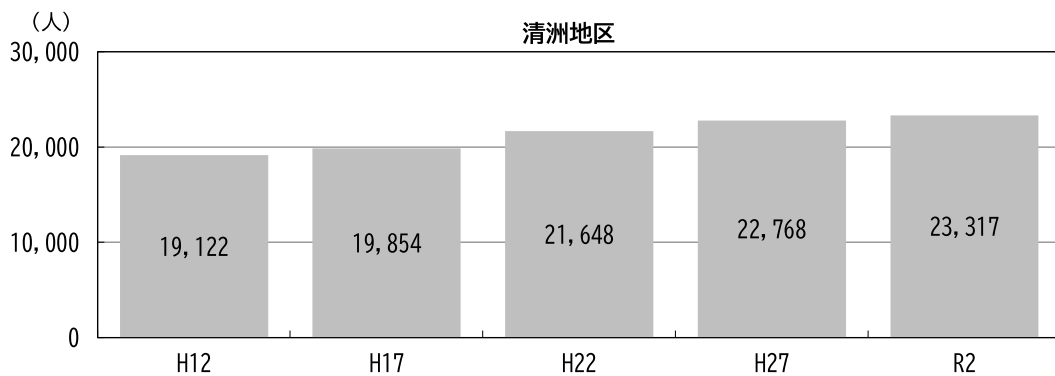
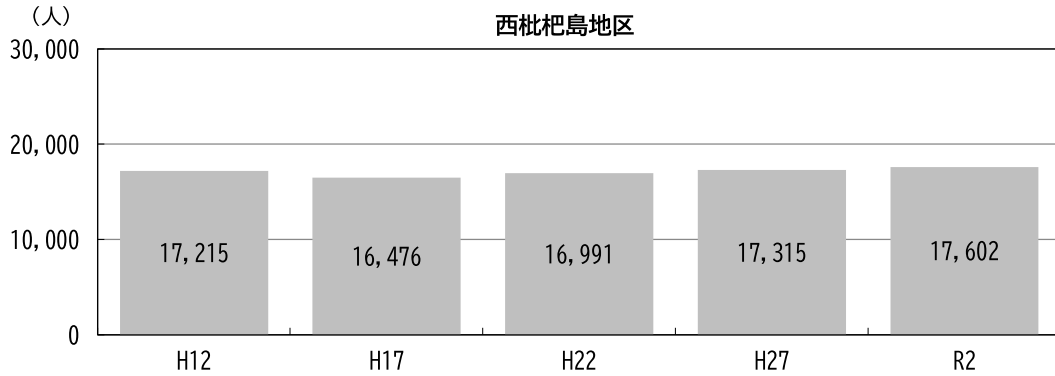
※年齢の「不詳補完結果」による。

資料：国勢調査（令和2年）

## (2) 地区別人口に関する状況

本市の地区別の人口の推移をみると、西枇杷島地区では増減を繰り返しながら 17,000 人前後で推移しています。清洲地区と春日地区は増加傾向、新川地区は増減しながら 18,000 人台で推移していましたが、令和 2 年には 18,000 人台を下回っています。

■地区別の人口の推移

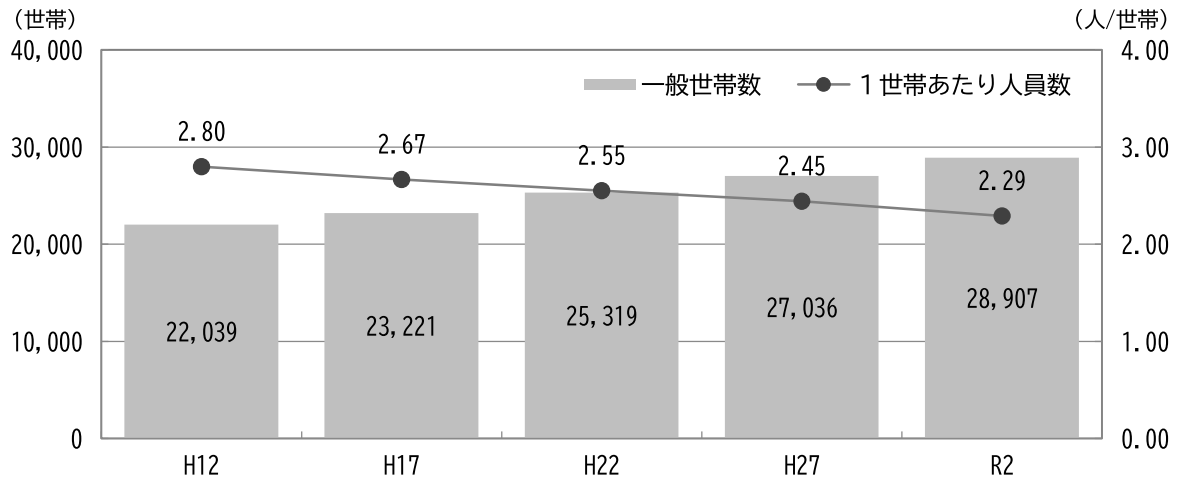


資料：国勢調査

### (3) 世帯に関する状況

本市の一般世帯数は、平成12年以降増加しています。1世帯あたり人員数は縮小しており、令和2年には2.29人と、世帯規模が小規模になっていることがうかがえます。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



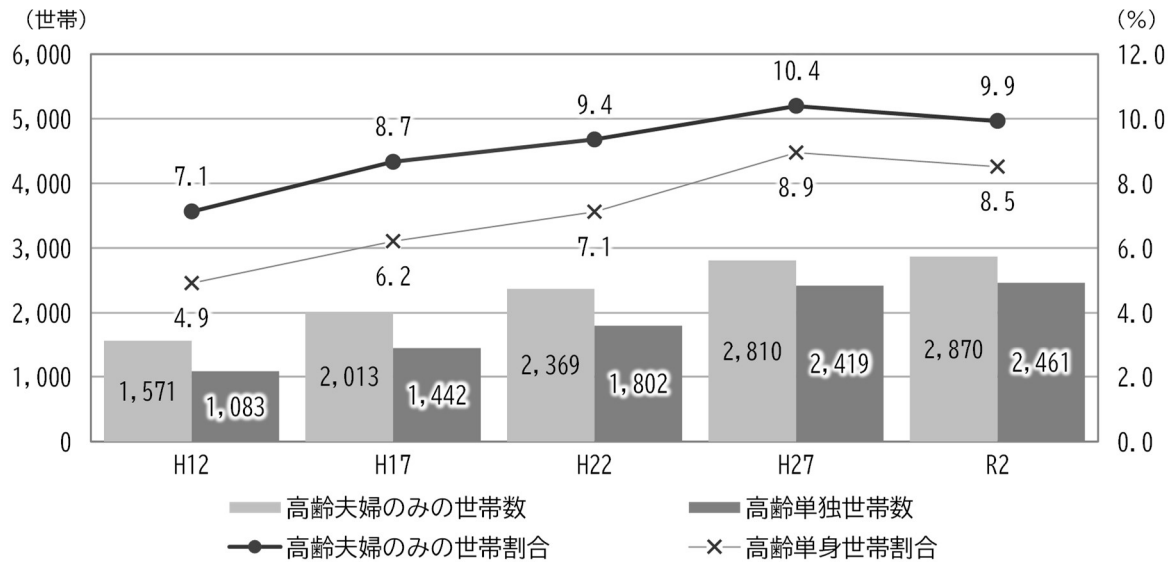
資料：国勢調査

#### (4) 高齢者に関する状況

本市の高齢者世帯は、一般世帯数が増加傾向にあるなか、高齢夫婦のみ世帯、高齢単独世帯いずれも世帯数及び世帯割合ともに高くなっており、地域の高齢化が急速に進行しています。

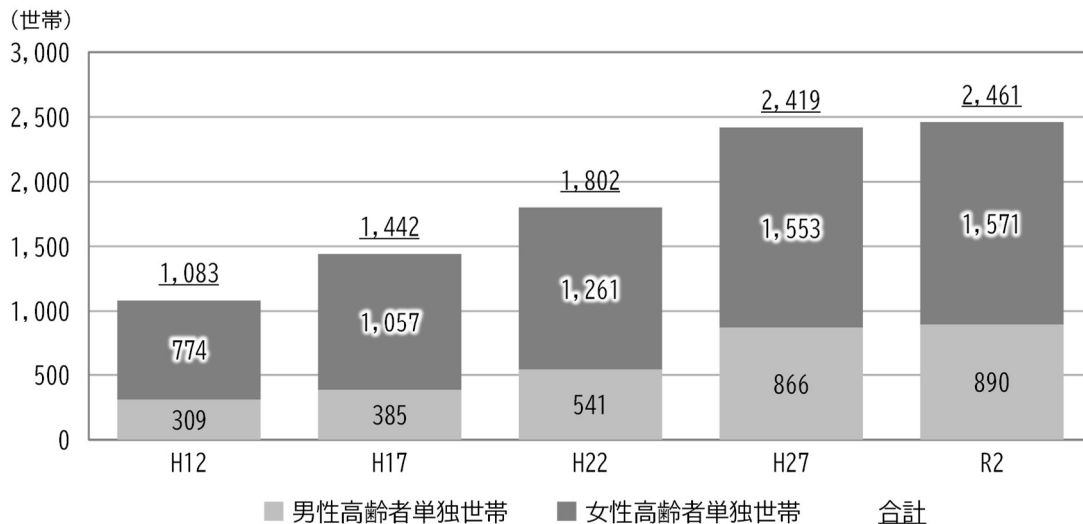
また、高齢単独世帯を性別で見ると、男女ともに世帯数は増加しており、令和2年において平成12年の男性高齢単独世帯は約2.9倍、女性高齢単独世帯は約2.0倍となっています。

■高齢世帯数の推移



資料：国勢調査

■性別高齢単独世帯数の推移



資料：国勢調査

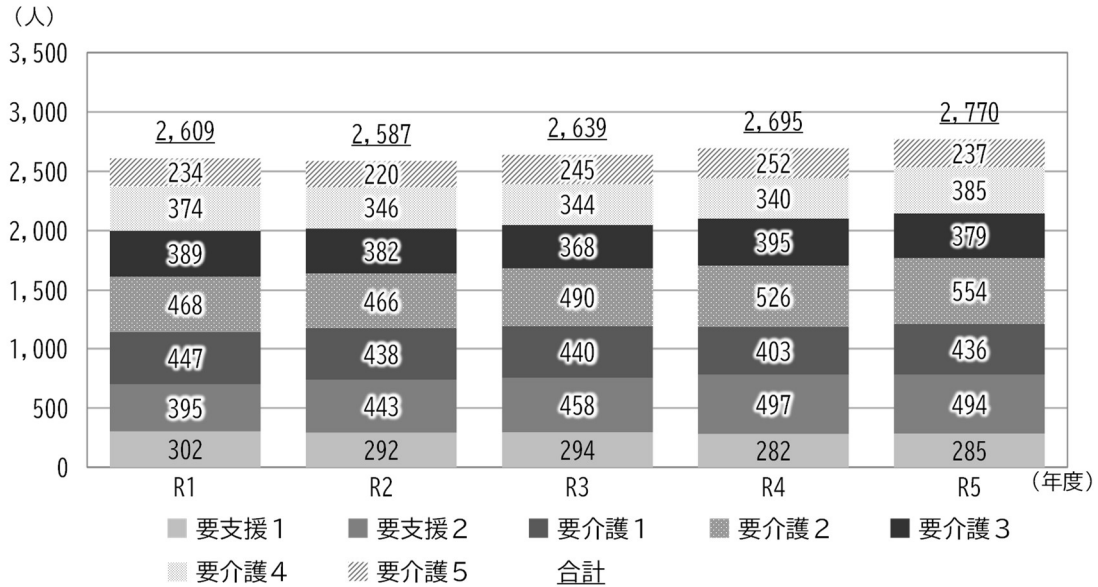


### (5) 要介護（要支援）認定者に関する状況

本市の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、令和5年度10月末時点で2,770人となっており、令和3年度以降増加傾向にあります。

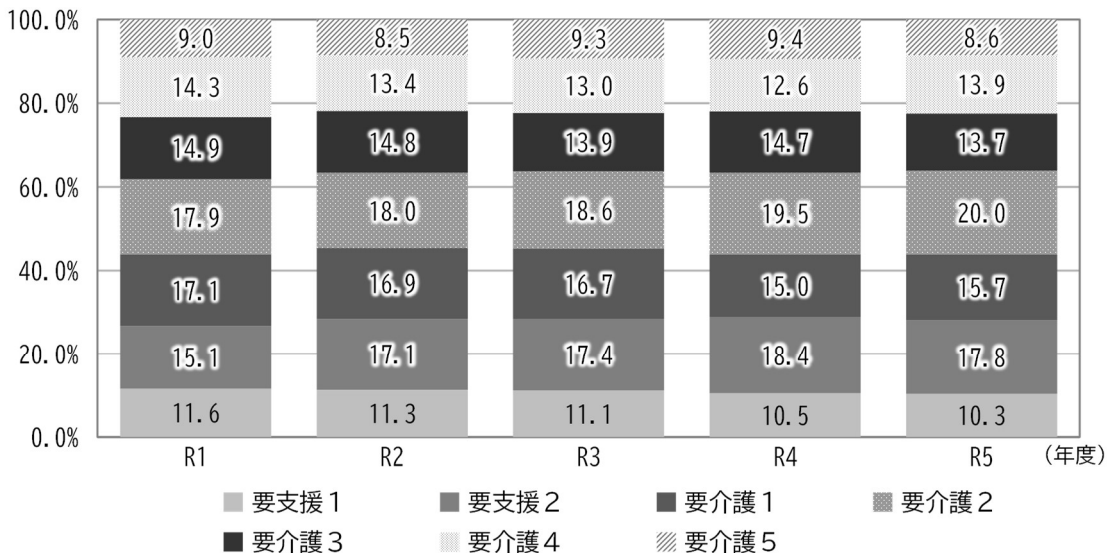
要支援・要介護認定者の割合をみると、令和元年度以降要介護2の割合が最も高くなっています。なお、要支援1・2と要介護1のいわゆる軽度者の割合は、令和元年度以降40.0%台で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（令和3年度までは年報、令和4年度は3月月報、令和5年度は直近の10月月報）

■要支援・要介護認定者割合の推移

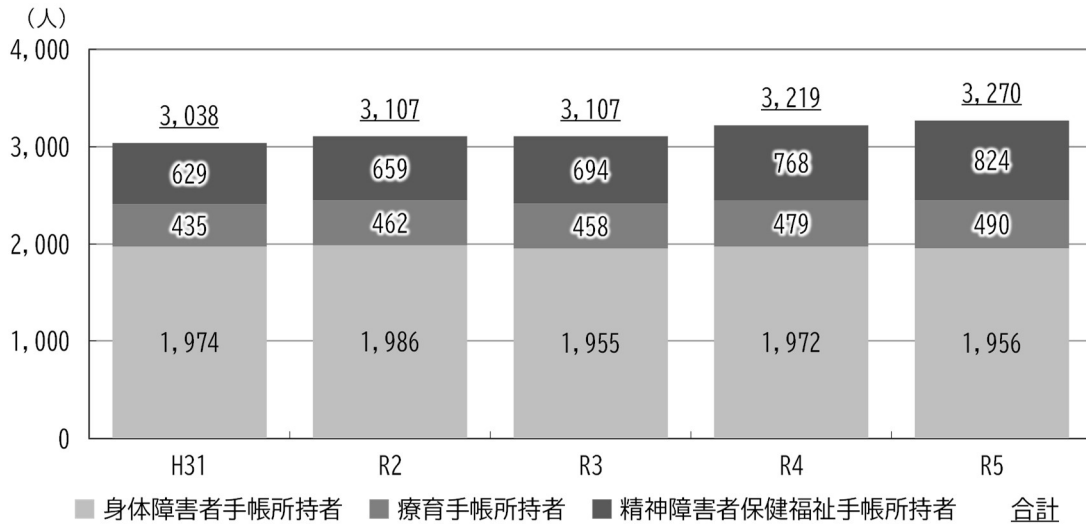


資料：介護保険事業状況報告（令和3年度までは年報、令和4年度は3月月報、令和5年度は直近の10月月報）

## (6) 障がい者（手帳所持者）に関する状況

本市の障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳1,956人、療育手帳490人、精神障害者保健福祉手帳824人、合計3,270人となっています。手帳所持者総数としてはゆるやかに増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳は、令和5年において平成31年の約1.3倍となっています。

### ■障害者手帳所持者の推移

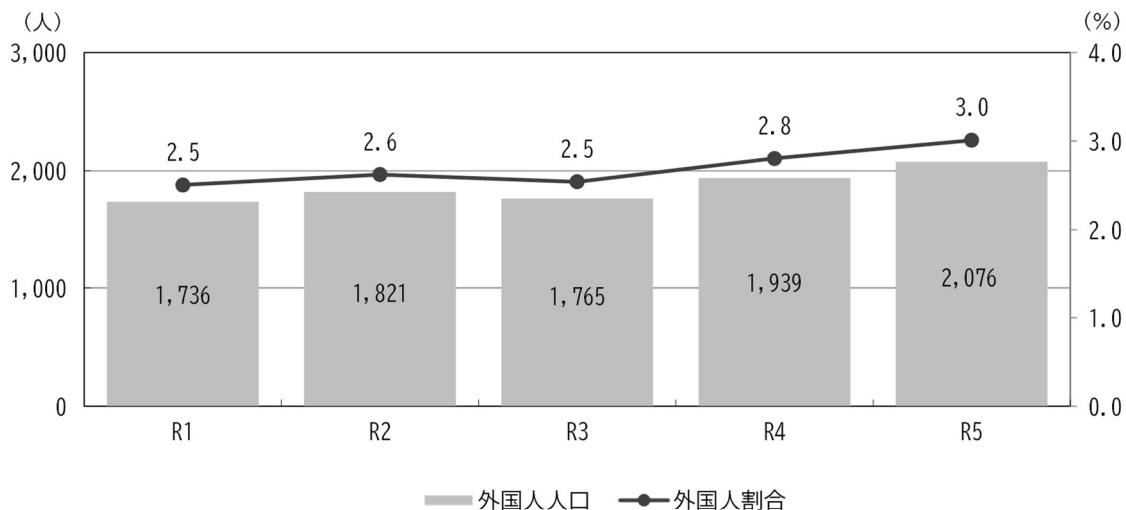


資料：福祉課（各年4月1日時点）

## (7) 外国人住民に関する状況

本市の住民基本台帳による外国人住民数はおおむね増加傾向となっています。総人口に占める割合は、令和5年で3.0%となっています。

### ■外国人住民数の推移



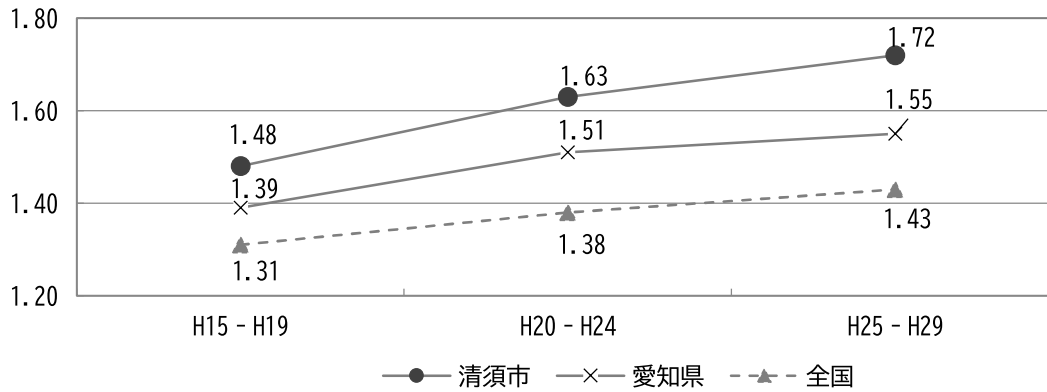
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

## (8) 出生に関する状況

### ① 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増加傾向で推移しており、全国及び愛知県を上回っています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移（国・県との比較）

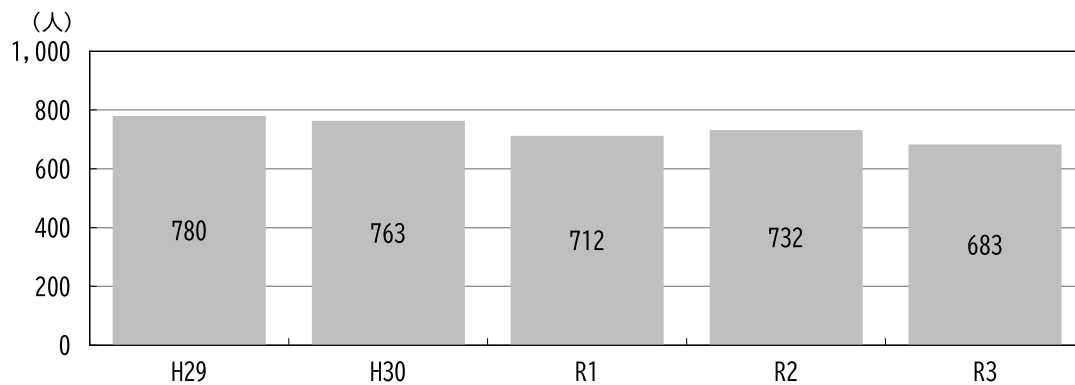


資料：厚生労働省 人口動態特殊報告

### ② 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しつつ、減少傾向で推移しています。

#### ■ 出生数の推移

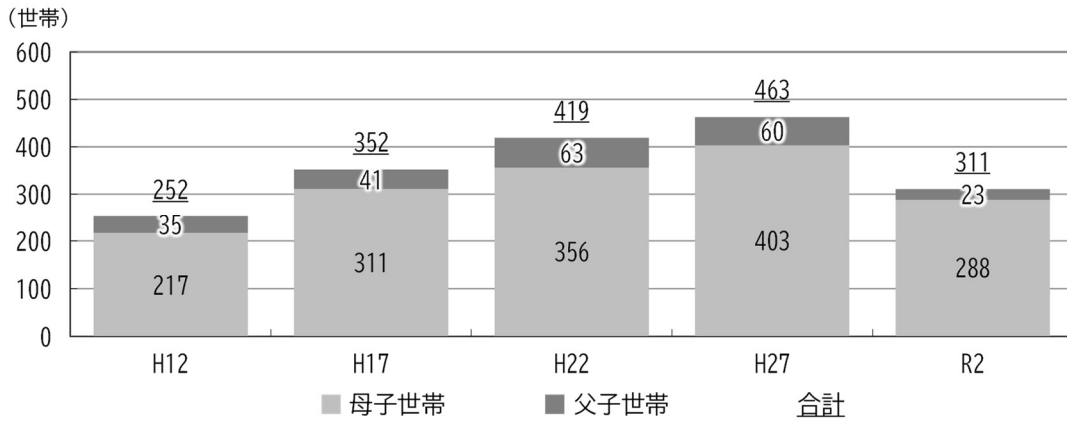


資料：愛知県衛生年報（各年10月1日時点）

### ③ひとり親世帯の推移

本市の母子世帯及び父子世帯は、平成12年以降増加傾向にありましたが、令和2年には減少に転じており、母子世帯で288世帯、父子世帯で23世帯となっています。

#### ■ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）数の推移

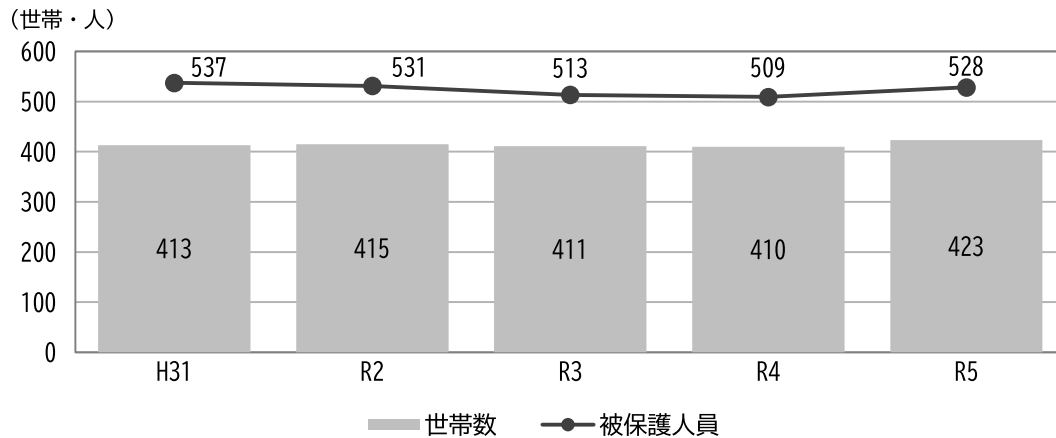


資料：国勢調査

### (9) 生活保護に関する状況

本市の被保護者世帯数、被保護人員数ともに横ばいで推移しており、令和5年には423世帯、528人となっています。

#### ■生活保護世帯数、被保護人員数の推移



資料：被保護者調査（各年4月調査）

## (10) 生活困窮者に関する状況

本市の生活困窮者の相談件数は、令和2年度と令和3年度に増加し、令和4年度には減少に転じています。相談内容は年度によってばらつきがありますが、「家計管理」が他の相談内容に比べ、件数が多くなっています。

### ■生活困窮に関する相談件数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
就労	56	86	77	76	集計中
多重債務	23	41	27	15	集計中
家計管理	149	451	369	196	集計中
ひきこもり	8	3	2	4	集計中
その他生活不安	144	152	135	85	集計中
合計	380	733	610	376	集計中

※延べ件数

資料：厚生労働省支援統計ツール

## (11) 虐待に関する状況

本市の高齢者に関する虐待の相談件数、通報件数は令和元年度以降減少傾向で推移しています。高齢者の虐待認定件数については、4件から9件で推移しています。

障害者に関する虐待の相談件数は、1件から9件で推移しています。

### ■高齢者・障害者虐待相談件数等の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者（相談件数）	330	269	239	279	集計中
高齢者（通報件数）	17	11	10	10	集計中
高齢者（虐待認定件数）	9	5	4	7	集計中

年度	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者（相談件数）	5	4	1	4	9

※延べ件数

資料：社会福祉課・高齢福祉課・清須市地域包括支援センター

本市のDVの相談件数は、年度によって大きく違いがあります。

### ■DV相談件数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
DV相談件数	72	34	36	59	集計中

※令和2年度までは世帯数、令和3年度以降は人数

※延べ件数

資料：福祉行政報告例（第44表）

子育て支援課

(12) 成年後見制度に関する状況

本市の成年後見制度利用者数は、令和4年4月1日時点で法定後見利用者数が59人、任意後見は0人となっています。

市長申立て件数及びその申立てによる後見等開始決定件数は、令和元年度以降、1件から4件で推移しています。

■成年後見制度利用者数

	法定後見利用者数	法定後見利用者数			任意後見
		後見	補佐	補助	
清須市 (人)	59	43	11	5	0
愛知県 (人)	9,830	7,457	1,763	610	156

資料：名古屋家庭裁判所（令和4年12月31日時点）

■市長申立て件数及びその申立てによる後見等開始決定件数の推移

年度		R1	R2	R3	R4	R5
高齢者	申立て件数 (件)	1	0	4	1	3
	決定件数 (件)	1	0	4	0	3
障がい者	申立て件数 (件)	0	0	0	2	0
	決定件数 (件)	0	0	0	2	0

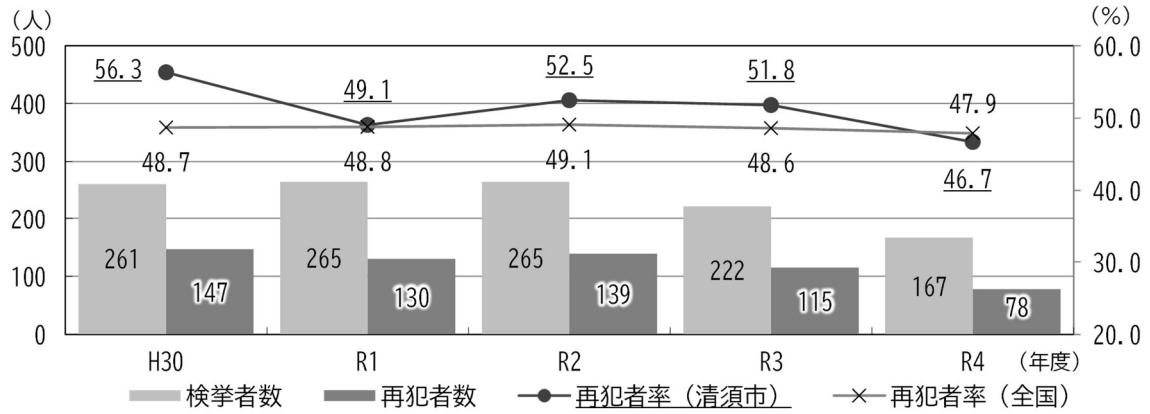
※延べ件数

資料：社会福祉課・高齢福祉課

### (13) 再犯防止に関する状況

本市の再犯者率は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。全国と比較すると、平成30年度以降上回って推移していましたが、令和4年度には下回っています。

■検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

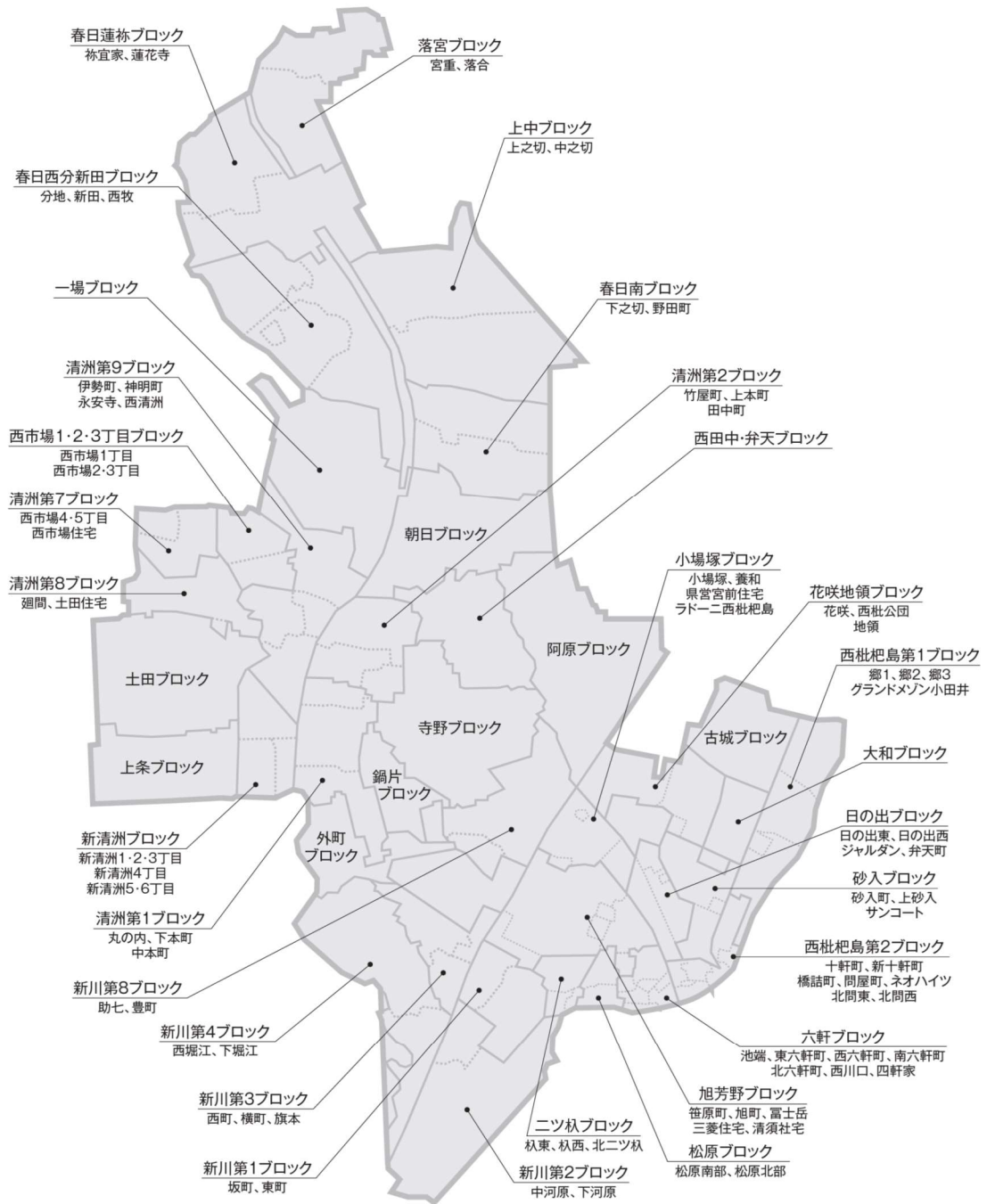


資料：[全国] 令和4年再犯防止推進白書 [清須市] 名古屋矯正管区

## (14) ブロックの状況

本市では94の自治会・町内会等が38のブロックに分けられ、広域でのコミュニティ活動の推進を担っています。

### ■ブロック図



(2019(平成31)年4月1日現在)

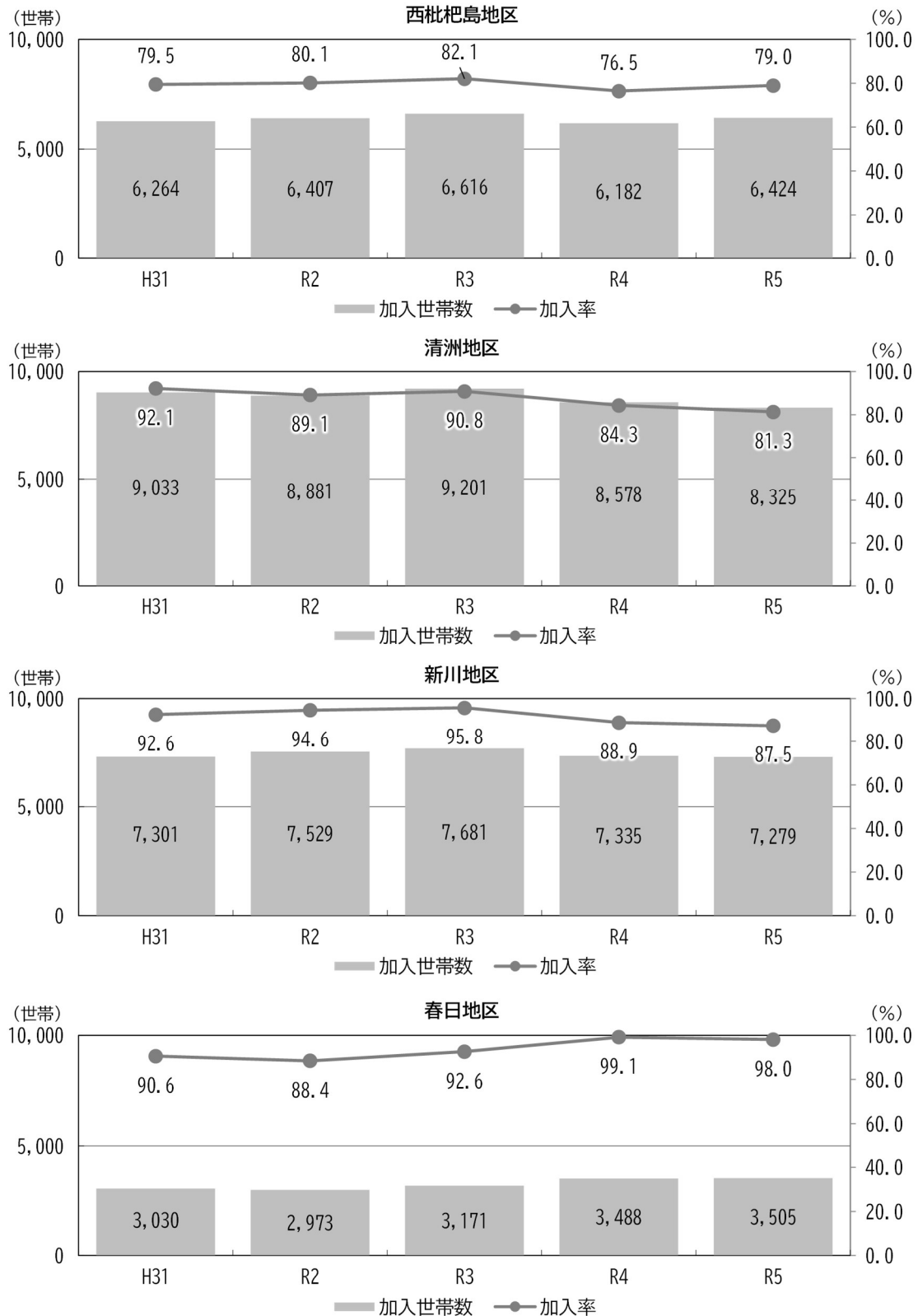
資料：清須市第2次総合計画



### (15) 地域活動等の状況

本市の町内会の加入率をみると、全体的に高い状況にあります。西枇杷島地区、新川地区は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい傾向、清洲地区は減少傾向、春日地区は増加傾向にあり、令和5年には98.0%と他の地区と比較して高くなっています。

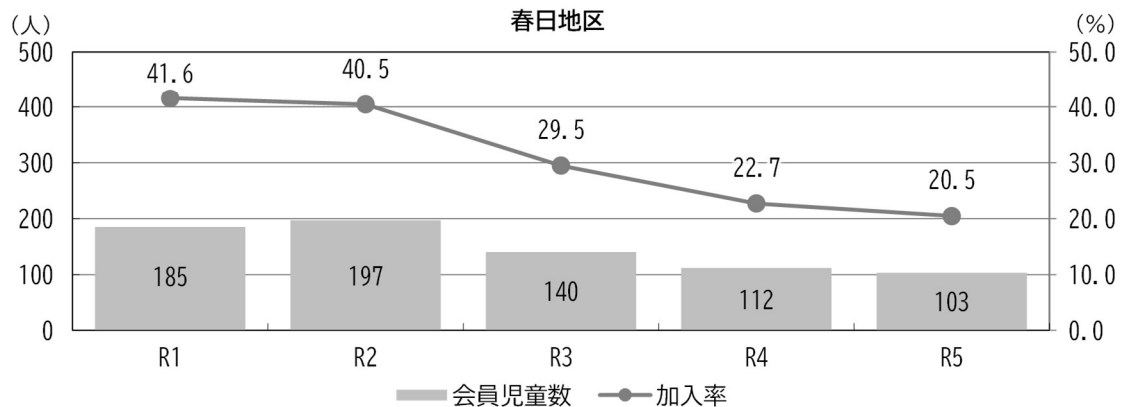
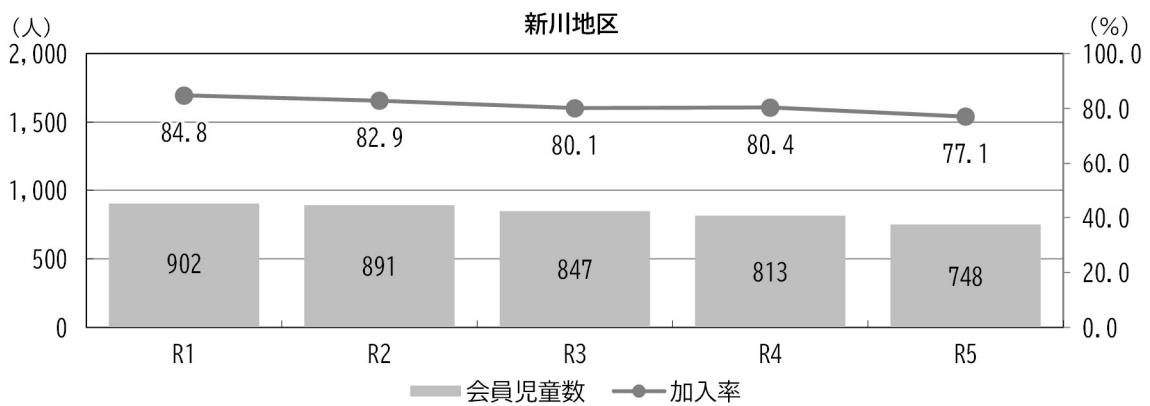
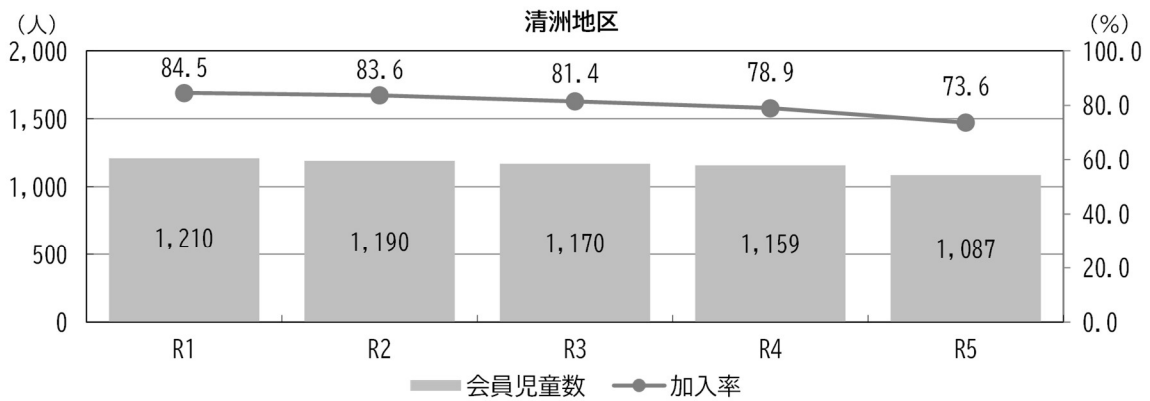
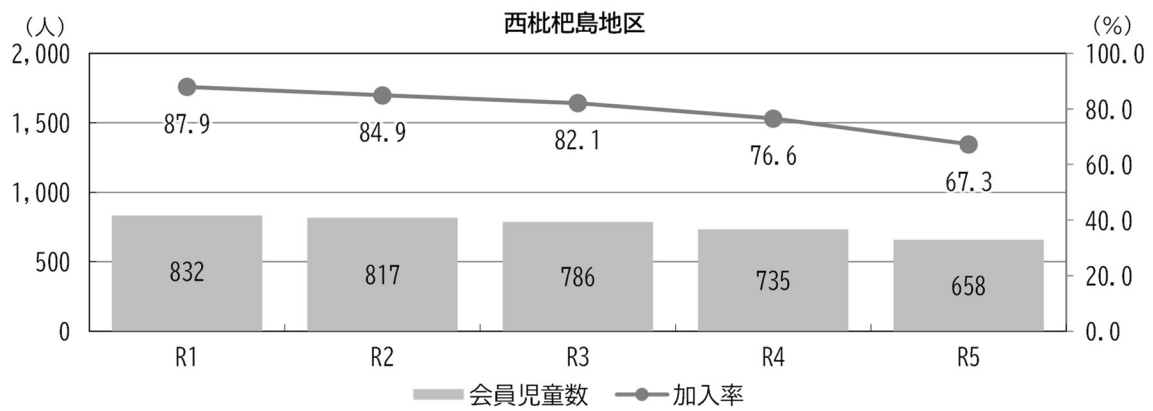
■地区別の町内会の加入世帯数・加入率の推移



資料：総務課（令和5年4月1日時点）

本市の子ども会の加入率をみると、全体的に減少傾向にあります。特に西枇杷島地区と春日地区は令和元年と令和5年を比較して20ポイント以上の差となっています。

■地区別の子ども会の会員児童数・加入率の推移



資料：スポーツ課（各年5月1日時点）

本市の民生委員・児童委員は、合計 75 名、主任児童委員は合計 8 名となっています。

■民生委員・児童委員等数（任期：令和4年12月1日から令和7年11月30日まで）

項目	西枇杷島	清洲	新川	春日	合計
民生委員・児童委員	19	27	20	9	75
主任児童委員	2	2	2	2	8

資料：社会福祉課

本市の市政推進委員は、各ブロックに1名ずつ配置しており、合計 38 名となっています。母子保健推進員は合計 37 名となっています。

■市政推進委員・母子保健推進員数

項目	西枇杷島	清洲	新川	春日	合計
市政推進委員	12	12	9	5	38
母子保健推進員	10	10	10	7	37

資料：総務課・健康推進課（令和5年4月1日時点）

本市の地域活動団体は、延べ 127 団体、5,751 人となっています。

■地域活動団体の状況

種別	団体数	人数
ボランティアセンター登録団体	97	1,616
老人クラブ（寿会）	1	3,628
心身障害者福祉協会	1	227
遺族会	1	167
母子寡婦福祉協会	1	71
手をつなぐ親の会	1	42
ブロック社協	25	-
合計（延べ）	127	5,751

資料：清須市社会福祉協議会（令和5年4月1日時点）

## 2 アンケート調査結果からみる市民や活動者の意識

### (1) 市民・活動者アンケートの実施概要

本計画の策定にあたり、市民及び地域福祉活動をされている方の地域福祉に関する意識や実態を把握し、施策立案の検討材料とするため、2種の調査を実施しました。

#### ■調査の実施概要

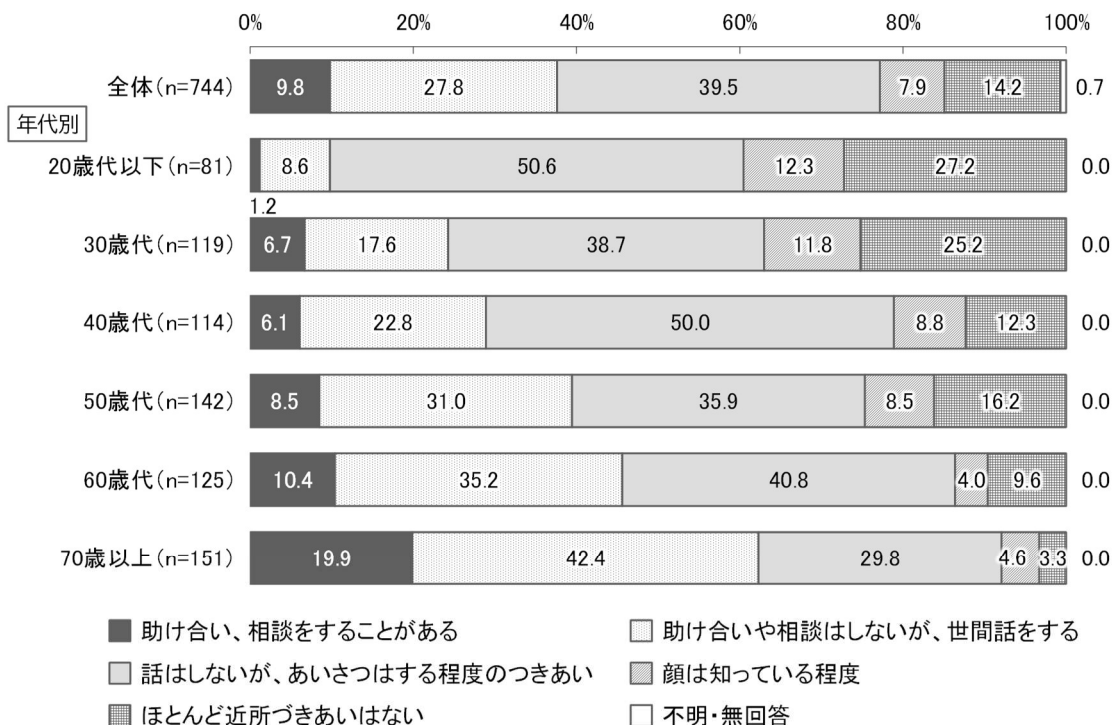
		市民	活動者
調査対象		市内在住の18歳以上の市民	市内で活動する民生委員児童委員、母子保健推進員、市政推進委員
配布・回収方法		郵送配布、郵送回収またはWEB回答	郵送・対面による配布・回収
調査期間		令和5年 9月1日(金)～9月15日(金)	令和5年 8月28日(月)～9月15日(金)
回収状況	配布数	2,000件	128件
	有効回答件数 (Web)	744件 (199件)	111件
	有効回収率	37.2%	86.7%

### (2) 市民アンケートの調査結果抜粋

#### ①地域での活動について

近所づきあいの程度は、全体では「話さないが、あいさつはする程度のつきあい」が39.5%と最も高くなっています。年代別でみると、年代が高くなるにつれ、「助け合い、相談をすることがある」「助け合いや相談はしないが、世間話をする」が高くなっています。

#### ■近所づきあいの程度（単数回答）

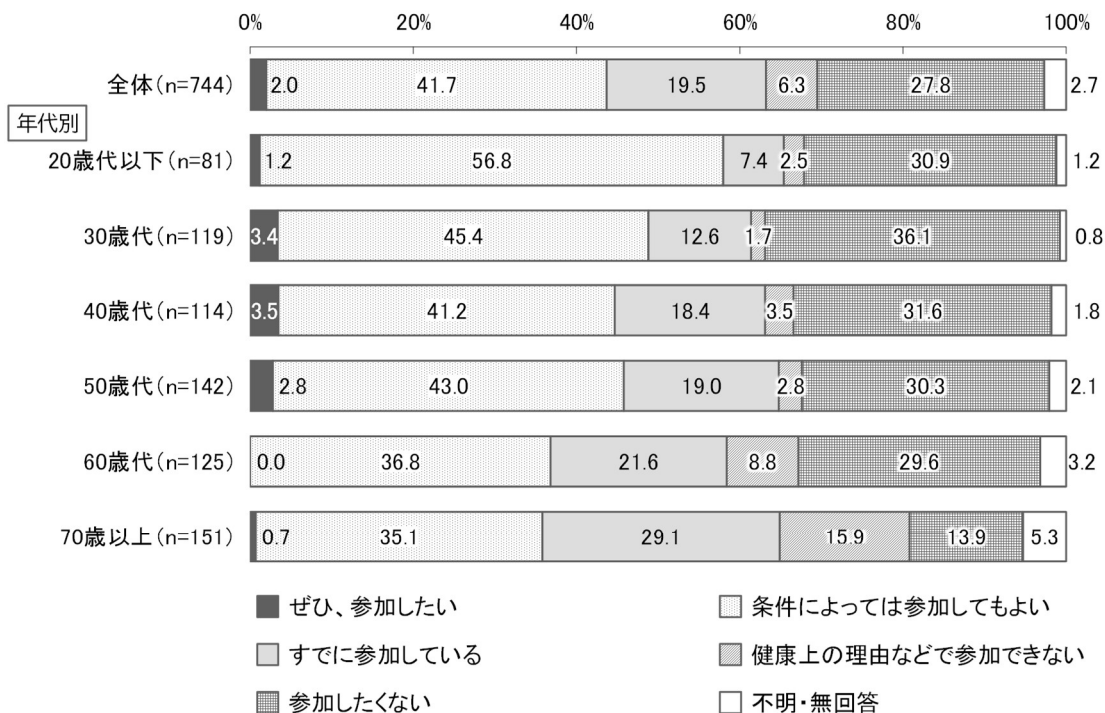


## ②地域での助け合いについて

今後の地域活動への参加意向についてみると、全体では「条件によっては参加してもよい」が41.7%と最も高く、次いで「参加したくない」が27.8%となっています。

年代別でみると、20歳代以下で「条件によっては参加してもよい」が56.8%と、他の年代と比べて高くなっています。

■地域活動への参加意向（単数回答）

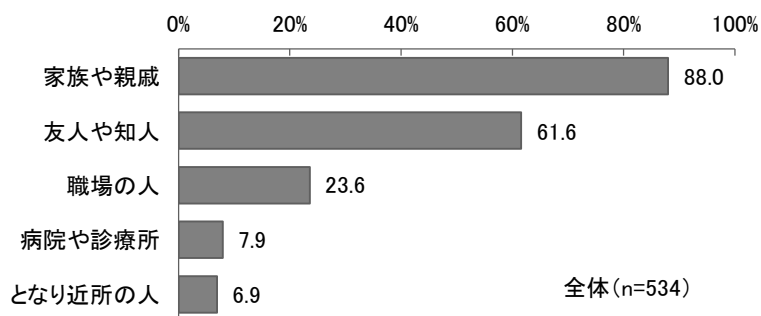


※「地域活動」：町内会、子ども会、老人クラブ（寿会）、PTA、消防団、地域の行事の手伝い等の身近な地域での、主に地縁による活動

## ③相談・情報について

生活上の不安や困りごとの相談先についてみると、「家族や親戚」が88.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が61.6%となっています。

■生活上の不安や困りごとの相談先（複数回答）※上位5位



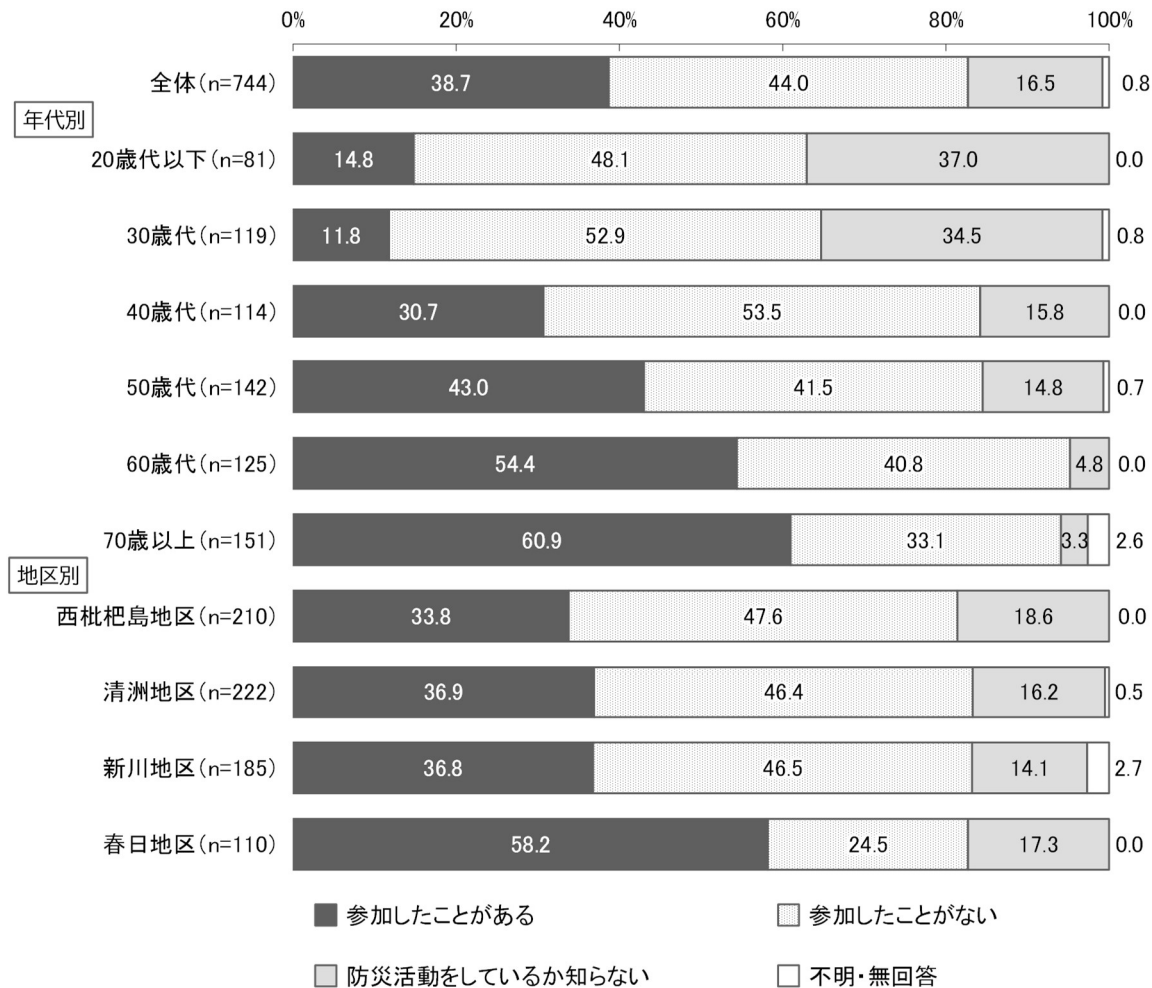
#### ④災害時の対応について

身近な地域の防災活動（避難訓練や見守り活動等）への参加の有無についてみると、全体では「参加したことがない」が44.0%と最も高く、次いで「参加したことがある」が38.7%となっています。

年代別でみると、年代別でみると、年代が高くなるにつれ、「参加したことがある」が高くなっています。また、30歳代以下では「防災活動をしているか知らない」が3割以上みられます。

地区別でみると、春日地区では「参加したことがある」が他の地区に比べて高くなっています。

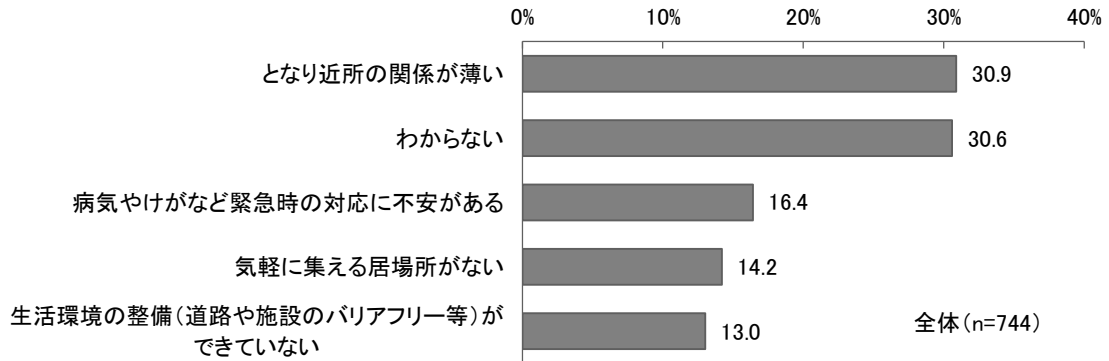
■身近な地域の防災活動（避難訓練や見守り活動等）への参加の有無（単数回答）



### ⑤地域福祉全般について

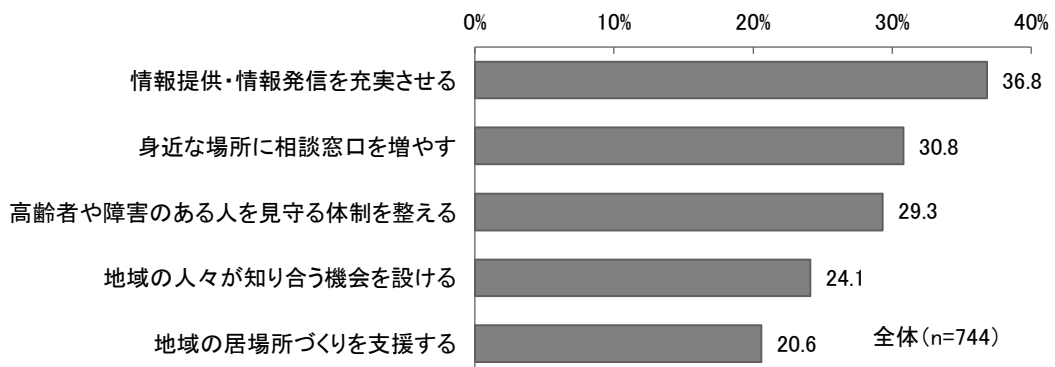
居住地域において課題・問題があるかについてみると、「となり近所の関係が薄い」が30.9%と最も高く、次いで「わからない」が30.6%となっています。

■居住地域の課題・問題（複数回答）※上位5位



「支え合う地域づくり」を進めるために必要があると思う行政（市）の支援についてみると、「情報提供・情報発信を充実させる」が36.8%と最も高く、次いで「身近な場所に相談窓口を増やす」が30.8%となっています。

■「支え合う地域づくり」を進めるために必要があると思う行政（市）の支援（複数回答）※上位5位

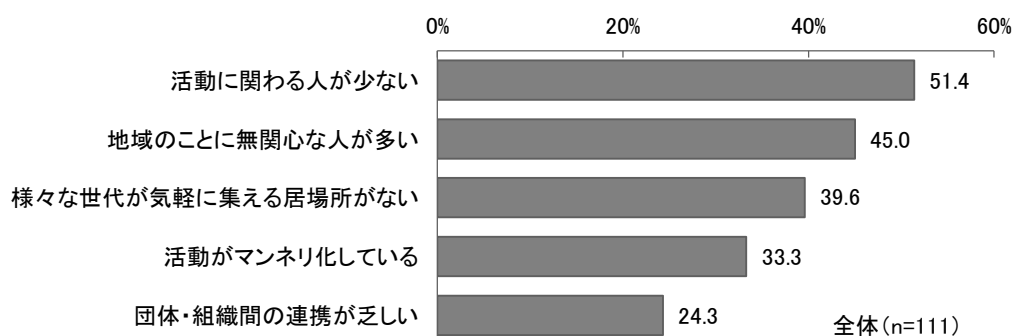


### (3) 活動者アンケートの調査結果抜粋

#### ①地域の課題について

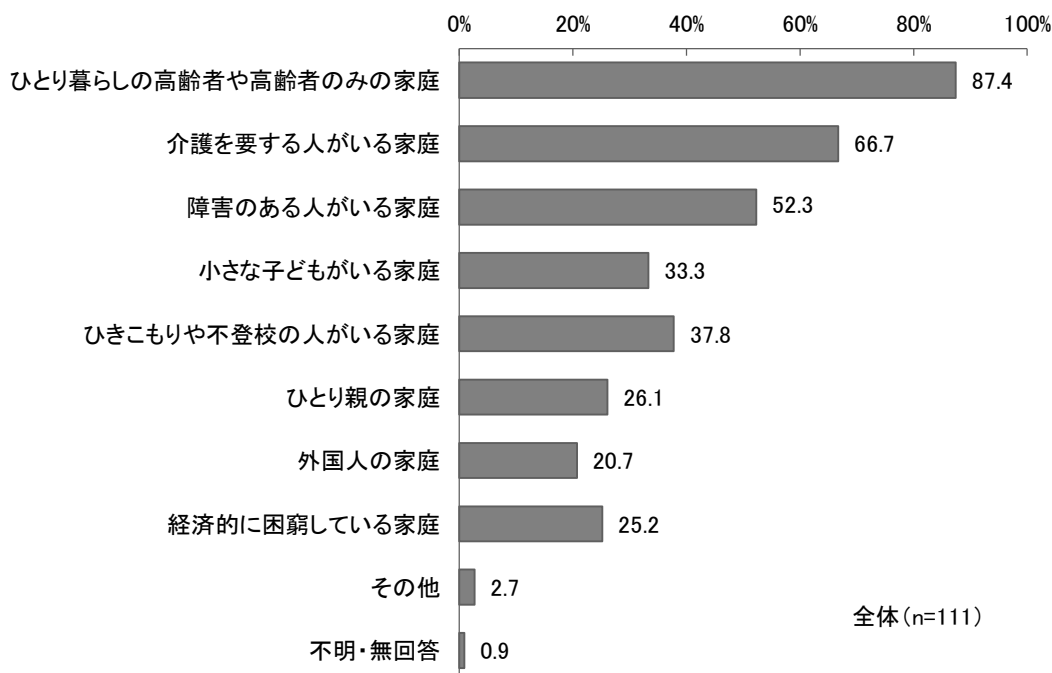
居住地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題についてみると、「活動に関わる人が少ない」が51.4%と最も高く、次いで「地域のことに無関心な人が多い」が45.0%となっています。

■居住地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題（複数回答）※上位5位



居住地域において、特に周囲の人の手助けや支援等が必要と思う対象者についてみると、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が87.4%と最も高く、次いで「介護を要する人がいる家庭」が66.7%となっています。

■特に周囲の人の手助けや支援等が必要と思う対象者（複数回答）

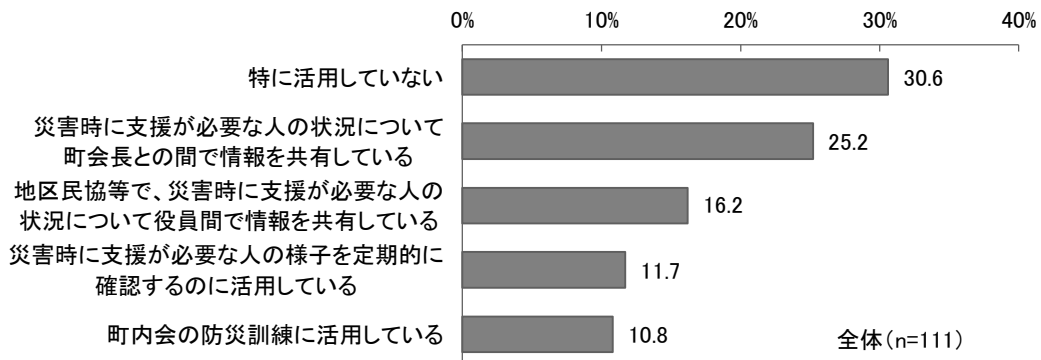




## ②災害時に支援が必要な情報について

居住地域における災害時に支援が必要な人の情報の活用方法についてみると、「特に活用していない」が30.6%と最も高く、次いで「災害時に支援が必要な人の状況について町長会長との間で情報を共有している」が25.2%となっています。

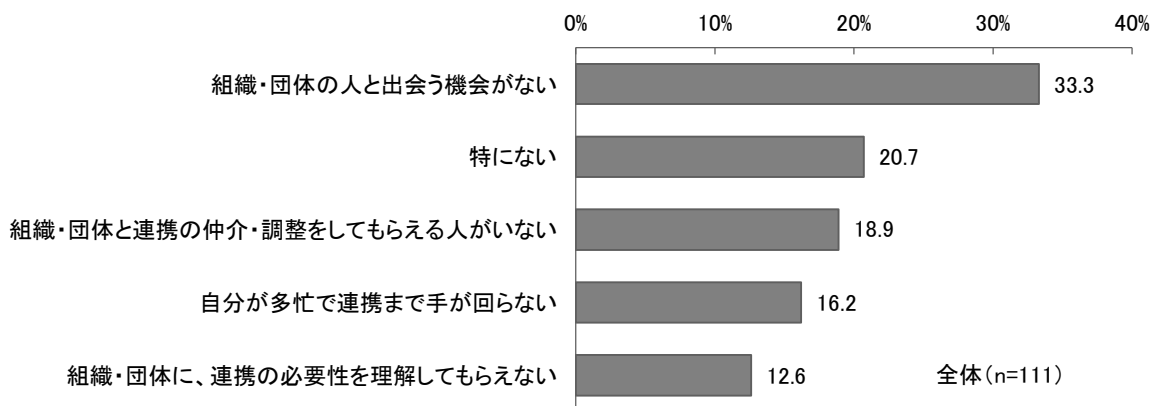
■災害時に支援が必要な人の情報の活用方法（複数回答）※上位5位



## ③他団体との連携について

他の組織・団体と連携しようとするうえで困っていることについてみると、「組織・団体の人と出会う機会がない」が33.3%と最も高く、次いで「特にない」が20.7%となっています。

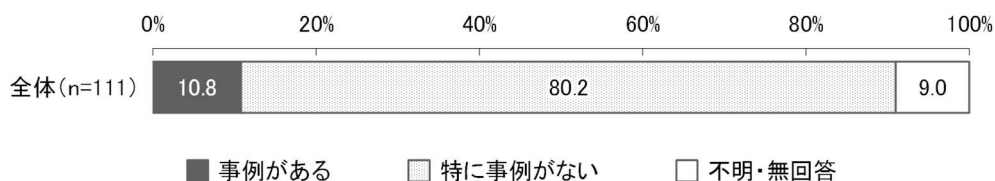
■他の組織・団体と連携しようとするうえで困っていること（複数回答）※上位5位



## ④地域の複合的な課題について

既存の制度やサービスで対応が難しい、つなげる先がわからないと感じた地域の課題で対応した事例の有無についてみると、「特に事例がない」が80.2%と、「事例がある」の10.8%を上回っています。

■既存の制度やサービスで対応が難しい、地域の課題に対応した事例の有無（単数回答）



### 3 団体ヒアリング調査結果からみる団体の意識

#### (1) 団体ヒアリング調査の実施概要

本計画の策定に際し、地域福祉に関わる地域活動団体等を対象に地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを把握し、施策立案の検討材料とするため、調査を実施しました。

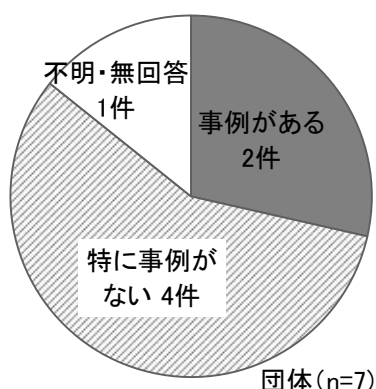
区分	内容
対象	清須市内で活動する地域活動団体
調査実施期間	令和5年9月1日(金)～9月15日(金)
実施方法	郵送配布・回収
配布・回収数	7件

#### (2) 団体ヒアリング調査結果抜粋

##### ①地域の複合的な課題について

活動を通じて、既存の制度やサービスで対応が難しい、どこにつなげばいいかわからないと感じた地域の課題に対応した事例が「ある」が2件となっています。

■既存の制度やサービスで対応が難しい、地域の課題に対応した事例の有無



##### ②今後の福祉施策に求めるものについて (抜粋)

###### ア 福祉に関する情報の発信に関すること

- 名前の知らない事業所があるので、何のサービスを行っているのか分かるようにして欲しい。
- 福祉全般に関する情報は、主として「広報清須」等で知るだけで、自ら情報を求めない限り、利用したくても情報は得られない。福祉サービスを本当に必要としている人に届ける情報の発信のしかたを構築していく必要がある。

###### イ 地域福祉活動の住民参加・交流に関すること

- 住民活動は何でも「当番だからやって下さい」は難しい。それを開催する意味、大切さ、当番のおかげで助かる！という実感がないと次につながらない。
- 一般の生涯学習、防災訓練、講演会、地域清掃等に、もっと積極的に参加して欲しい。それには障

害があっても出られるし、出やすい環境を作って交流に結びつけたい。

- 子育て中の方々も、地域で相談できる人がおらず、子育ての不安を持っている方も多く、子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を果たしていない状況。若年層が地域に受け入れられず、居場所がないという状況もあり、次世代を育む場として地域社会を再生することが強く求められている。

#### ウ 地域の担い手づくりに関すること

- 障害児者、高齢者に携わっていただけるボランティア活動を参加したい、参加して良かったと思わせる工夫が必要。
- 既存団体(町内会や女性の会、子ども会等)を中心とするのではなく、新たな住民団体、ボランティア、NPOなどがより主体的に地域の生活課題に取り組めるようになることで、新しい地域の担い手となるのではないか。

#### エ 身近な場所での相談窓口に関すること

- 高齢者は行政の窓口に行けないことが多いので、サービスが難しいと思う。
- 子育てに関する包括支援センターやファミリーサポートセンターは市役所内に窓口が設置されており、住民から遠い存在に感じる。

#### オ 高齢者の介護や見守りなどに関すること

- 障害児者にも独居老人のように民生委員や町内会関係の定期訪問、見守りが必要ではないか。

#### カ 障害のある人への支援や社会参加に関すること

- 小さい子には親の話し合いの場、他の方の経験談は必要。大きくなるにつれ働くことに心配でいっぱいになる。何かあれば、学校から公共の窓口スムーズにつないでほしい。
- ヘルパーの育成をしてほしい。

#### キ 生活困窮者への支援、生活困窮世帯の子どもの居場所や学習支援に関すること

- 基本的な生活支援(食料、住居、医療 etc)。就労支援(就業機会の提供やスキル向上の機会)。
- 貧困者に対する差別や偏見を排除し、すべての人が平等な機会を持つためには子ども達への教育機会や学習支援が重要。
- 生活保護受給のため情報収集方法の工夫をする。
- 子どもの居場所や学習支援が必要。
- 生活困窮世帯で、生活困窮を周りに知られることなく支援ができる方法や、「この場所にくればなんとかなる」(食事、悩み、学習支援すべてにおいて)という場所が必要。

#### ク 防犯・防災に関すること

- 防犯と防災に関する教育と啓発活動を実施し、市民に対してリスクを認識させ、対策を促すことが大切。地域のコミュニケーションの結束を強化し、協力体制を築く。
- 訓練の必要性を表に出すべき。参加は大変、面倒でイメージがつきがちである。お子さんの参加型もどうか。

- 独居や障がい児者の個別避難計画を充実させる。
- 新たな地域福祉活動を再生していく中で防犯、防災を分けることなく一体的に進めていくことが地域の活性化にもつながり、特に防災活動については住民の意識も高いので、子ども達も含めた活動を構築していくことができるような気がします。

#### ケ 成年後見、金銭管理に関すること

- 障がい児者は特に必要がなくても、詐欺にあわないようにする見守りやリスク管理の指導をする必要がある。

#### コ 再犯防止に関すること

- 広報、啓発活動の推進、就労、住居の確保、保健医療や福祉的支援の提供、非行の防止と修学支援が必要。

## 4 地域懇談会からみる現状

### (1) 地域懇談会の実施概要

令和5年9月に実施したアンケート結果を活用し、地域福祉について、市民、活動者の皆様と意見交換をする場として開催しました。

地域懇談会は、グループワーク形式で行いました。地域で支援が必要な人を取り巻く課題を共有し、今後の地域の取組としてどのような活動ができるかを話し合っていました。

#### ■地域懇談会の実施概要

日時	地区	開催場所	参加人数
令和5年12月6日(水) 15:00-16:00	清洲地区	清洲総合福祉センター	29人
令和5年12月11日(月) 15:00-16:00	新川地区	新川ふれあい防災センター	22人
令和5年12月13日(水) 15:00-16:00	西枇杷島地区	にしびさわやかプラザ	19人
令和5年12月15日(金) 15:00-16:00	春日地区	春日老人福祉センター	15人
令和6年2月22日(金) 13:30-15:00 (各地区結果報告)	全地区	清洲総合福祉センター	66人

#### ■テーマ

○地域で困っている人や困っていることについて考えよう

○私達や地域でできることについて考えよう

## (2) 地域福祉懇談会での主な意見

### ○居場所づくり

地域住民が集まる場所がないという課題があげられました。それに対し、公民館や公園を集まる場所として整備するという案がでました。また、食事会などの企画や、地域の行事や各種イベントへの積極的な声かけにより、地域でのつながりづくりや地域のコミュニティの形成をしていくという意見があげられました。

### ○災害時の支援・見守り活動

高齢者や障がいのある人等、災害時の避難に支援が必要な人への対応が課題としてあげられており、できることとして、個別避難計画の作成等、災害時のための支援体制へ取り組む意見があげられました。また平常時には、積極的に声かけ、あいさつをしていくこと、関係者と連携をしながら、地域の中で見守りをしていくこともあげられています。

### ○情報発信の工夫

支援が必要な人で、情報が届いていない人がいることが意見としてあげられます。特に外国人では日本語の理解が難しいことにより、案内が読めなかったり、地域のルールがわからず、生活で困り事を抱えている人がいます。対象に応じて、必要な情報を届けていく意見があげられ、外国人には多言語での案内、周知や翻訳アプリの活用などの意見がでています。

### ○必要な人へ必要な支援へつなぐ

相談する人がいないことや相談先がわからない人、困っていることを発信できない人がいるという意見があげられています。そういった人に対し、支援サービスを周知したり、行政や専門機関の相談を勧め、必要な機関につないでいくことができることとしてあげられました。

### ○移動支援

特にひとり暮らしの高齢者では買い物や通院、ゴミ出しなどの外出が困難な例が多くあげられました。移動販売や公共交通機関の利便性の向上等の移動支援が必要という意見があげられています。

## 第3章 計画の基本構想

### 1 基本理念

基本理念は、清須市でめざす地域福祉の姿を示すものとして、市民への周知・啓発等も見据えて設定します。次期清須市総合計画の将来像、清須市社協の地域福祉活動計画の現行の理念と整合を図るとともに、社会福祉法の改正や地域共生社会実現の全国的な動向を踏まえつつ、設定します。

清須市第1次地域福祉計画 基本理念案

(案1) みんなが自分らしく 支え合い はぐくむまち 清須  
～ともにめざす地域共生社会～

(案2) みんなではぐくむ 安心して いきいきと暮らせるまち 清須  
～ともにめざす地域共生社会～

(案3) みんなで支え合い 一人一人が輝くまち 清須  
～ともにめざす地域共生社会～

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 2 基本目標・施策体系

基本目標、基本方針は、基本理念や本市の課題を踏まえ設定しています。また、近年の社会情勢、国の方針を踏まえ、地域福祉計画として推進する必要がある内容を盛り込んでいます。

基本目標、基本方針の項目は、地域福祉計画・地域福祉活動計画ともに同様のものを掲げ、それらを実現するための施策については、今後検討を重ね、行政、社協それぞれの事業を整理して掲載します。

基本目標	基本方針	施策
1 地域の支え合いの仕組みづくり	①地域福祉の意識醸成	今後検討
	②地域支え合い活動の推進	
	③参加と活動の場の確保と交流促進	
2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり	①包括的な支援体制の充実	
	②多様な困難を抱える人への支援	
	③福祉サービスの充実と適切な利用の推進	
3 安心・安全な暮らしのための環境づくり	①権利擁護体制の強化	
	②暮らしを支える環境の確保	
	③安心して暮らせる環境の確保	

### 3 地域の範囲

地域福祉の推進にあたり、「地域」の捉え方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組の大きさによって、その時々で異なります。

本計画では、地域の範囲を市全域、日常生活圏域、ブロック、町内会、隣近所、と重層的に捉え、適切な範囲で取組を推進します。

		← 小地域 → 広域 →			
地域	隣近所	町内会	ブロック	日常生活圏域 (中学校区)	市全域
		94 町内会	38 ブロック	4 圏域	
できること	* 日頃からの声かけ、見守り	* 町内会単位の住民主体の地域福祉活動の展開 * 緊急時における避難行動要支援者への支援等の対応	* 社協を中心に推進する福祉活動の展開（ブロック社協活動・サロン活動・生活支援活動等）	* 地域包括ケアシステムの構築	* 全体コーディネート * 専門的な支援、指導・助言